

NEWS LETTER

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

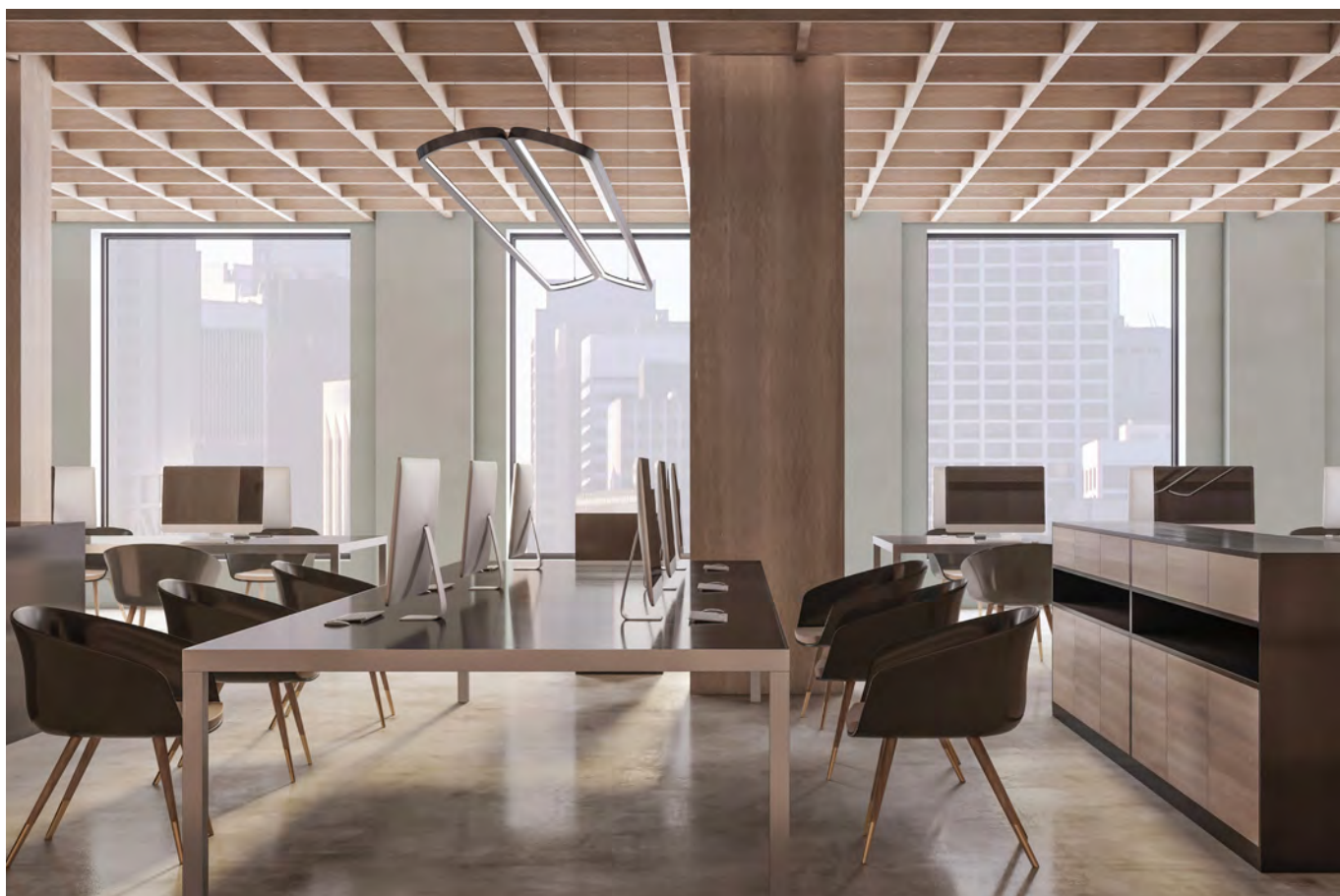
01

2024

あけましておめでとうございます。

2024年の幕開けです。本年も宜しく願い申し上げます。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽にお問い合わせください。



買手が行うインボイスの修正

- ◆財産債務調書の提出対象者と提出期限の改正
- ◆4月から変わる就業場所・業務の変更範囲の明示ルール
- ◆社長のための財務 固定比率と固定長期適合率

買手が行うインボイスの修正

インボイスに誤りがあった場合には、原則、売手は修正後のインボイスを交付しなければならず、買手は受領したインボイスの修正や追記は認められていないこととされています。ただし、受領したインボイスに修正や追記を行っても認められる場合があります。Q&A形式で確認します。

Q.

インボイス発行事業者であるA社からインボイスとなるべき請求書を受領したのですが、そこには軽減税率対象品目である旨の記載がないため、インボイスの要件を満たしていません。再交付を受けることなくインボイスの要件を満たす方法はありませんか？

A-1.

記載事項に誤りがある場合

インボイスの記載事項に誤りがある場合で、買手が仕入税額控除の適用を受けたいとき、買手は基本的に次のいずれかの対応をとります。

- ① 売手であるインボイス発行事業者に対して修正したインボイスの交付を求める
- ② 買手がインボイスの記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手の確認を受ける

ご相談者様は①以外の方法が希望のため、②の方法によります。

A-2. 再交付以外の方法

②の対応として下記例があります。これは買手がインボイスを修正して、売手に確認を受ける方法です。この方法により、その書類はインボイスと同時に修正事項を明示した仕入明細書等にも該当します。この書類を保存することで、仕入税額控除が適用できます。

[インボイスを修正し、インボイス及び仕入明細書等とする例]

請求書				請求書			
(株)B社 御中		(株)A社 T9876543210987		(株)B社 御中		(株)A社 T9876543210987	
10/1	オレンジジュース	108,000円		10/1	オレンジジュース ※	108,000円	
10/2	キッチンペーパー	110,000円		10/2	キッチンペーパー	110,000円	
10%	税抜	100,000円	税10,000円	10%	税抜	100,000円	税10,000円
8%	税抜	100,000円	税8,000円	8%	税抜	100,000円	税8,000円

※は軽減税率対象
訂正事項につき11月1日先方確認済み

「軽減税率対象品目である旨」の記載がない

「軽減税率対象品目である旨」を買手自ら補完しつつ、補完した旨を売手である(株)A社へ確認を受けることで、インボイス及び修正事項を明示した仕入明細書等となる

(注) 上記例の場合、売手はインボイスの再交付は不要ですが、当初交付したインボイスの写しの保存が必要です。また、売手が売上税額の積上げ計算を行う場合には、確認を行った仕入明細書等をインボイス等の写しと同様の期間・方法により保存する必要があります。

(参考: 国税庁「お問合せの多いご質問(多く寄せられるご質問(令和5年11月13日更新) 問⑥)」)

財産債務調書の提出対象者と提出期限の改正

これまで個人の確定申告とほぼ同時に提出をしていた「財産債務調書」について、令和5年分から提出義務者と提出期限などが見直されています。概要を確認しましょう。

財産債務調書とは

一定の要件に該当する場合には、その年の12月31日現在保有している財産及び債務の明細を作成し、一定の期限までに税務署へ提出しなければなりません。この明細のことを“財産債務調書”といいます。

改正の概要

令和4年度税制改正により、令和5年分以後の財産債務調書の提出義務者や提出期限などが見直されました。

【改正による主な相違点】

	～令和4年分(改正前)	令和5年分～(改正後)
提出義務者	確定申告が必要な方又は一定の還付申告書を提出することができる方で、次の①及び②を満たす方 ① その年分の退職所得を除く各種の所得金額の合計額が2,000万円を超えていること ② その年12月31日現在、その合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産 [*] を有すること	次のいずれかに該当する方 ① 左記(改正前)に該当する方 ② その年12月31日現在、その合計額が10億円以上の財産を有する方
提出期限	原則、翌年3月15日	原則、翌年6月30日
記載簡略	家庭用動産や事業用の未収入金などの記載について100万円未満であれば記載の簡略が可能	家庭用動産や事業用の未収入金などの記載について300万円未満であれば記載の簡略が可能 その他、預貯金なども新たに記載の一部省略が可能に

(※)有価証券、未決済信用取引など
参考:国税庁「財産債務調書制度等の見直しについて(令和4年7月)」

実務上のポイント

(1) 後倒しで作成に余裕が

作成した申告書に基づき提出基準の2,000万円超えの判断をする場合、提出期限が確定申告と同日であったことから、慌ただしい中で作成のご協力を仰ぐ場合もありました。

改正により提出期限が後倒しされたことで、今後はこのような事態が避けられます。

(2) 申告要否や所得金額に関係なし

これまでは“確定申告不要 or 所得金額の合計額2,000万円以下 = 財産債務調書の提出不要”が常識でしたが、改正により、確定申告が不要でも、所得金額の合計額が2,000万円以下であっても、総額10億円以上の財産を有している場合には、財産債務調書の提出が必要となる点に留意しましょう。

(3) 記載の省略が可能となる項目が拡大

家事用動産の記載省略範囲が100万円未満から300万円未満へと広がった他、預入高について1口当たりの預入高が50万円未満の預貯金は口座番号の記載だけでよいなど、記載の簡略範囲が広がっています。

財産債務調書は、提出しなかっただけでの罰則はないものの、一定の申告もれに対する加算税について5%加重措置があります。また税務署からの提示要求に対して正当な理由のない拒否等については、罰則規定が設けられている点にもご留意ください。

4月から変わる就業場所・業務の変更範囲の明示ルール

労働契約の締結の際や有期労働契約の更新のタイミングごとに、すべての労働者に対し労働条件を明示する必要があります。明示事項である「就業場所」と「業務の内容」は、現在は雇入れ直後のものを明示すれば足りるとされていますが、2024年4月1日以降は、これらに加えて「就業場所・業務の変更の範囲」の明示が必要になります。

記載方法

今回追加となる「就業場所・業務の変更の範囲」とは、雇入れ後の見込みも含め、その労働契約の期間中における就業場所や従事する業務の範囲のことを指します。そのため、将来の可能性も含めた上で、その範囲を明示することになりますが、就業場所・業務がどの程度限定されるかによって、記載方法が変わります。記載例は以下のとおりです。

- ① 就業場所・業務に限定がない場合
 - ・ 就業場所
(雇入れ直後) ○○営業所
(変更の範囲) 会社の定める営業所
 - ・ 従事すべき業務
(雇入れ直後) ○○に関する業務
(変更の範囲) 会社の定める業務
- ② 就業場所・業務の一部に限定がある場合
 - ・ 就業場所
(雇入れ直後) ○○営業所
(変更の範囲) ◇◇県内の営業所
 - ・ 従事すべき業務
(雇入れ直後) ○○企画業務
(変更の範囲) 本社における○○
または△△の企画業務
- ③ 就業場所や業務の変更が想定されない場合
 - ・ 就業場所
(雇入れ直後) ○○営業所
(変更の範囲) ○○営業所
 - ・ 従事すべき業務
(雇入れ直後) ○○企画業務
(変更の範囲) ○○企画業務

いわゆる総合職については通常、①の「就業場所・業務に限定がない場合」に該当するかと思いますが、「会社の定める営業所」および「会社の定める業務」と記載するほか、変更の範囲を一覧表として添付することも考えられます。

後になってトラブルとならないように、できる限り就業場所・業務の変更の範囲を明らかにし、会社と従業員とで共通認識を持つことが求められます。

適用のタイミング

今回の改正は、2024年4月1日以降に締結される労働契約から適用されます。そのため、2024年4月1日以降に入社する従業員について、2024年3月31日以前に労働条件を明示する場合には改正前のルールが適用され、新たなルールでの明示は不要です。なお、従業員の理解を深めるために、2024年3月31日以前から新たなルールで明示することは望ましい取組とされています。

どのように記載する必要があるのかを早めに確認し、労働条件通知書のひな形を直しておきましょう。

今回の変更に伴って厚生労働省から出されたモデル労働条件通知書に、「就業規則を確認できる場所や方法」の欄が追加されました。これは労働基準法施行規則の改正に基づくものではなく、行政通達の改正に基づくものであり、就業規則を備え付けている場所を示すことで、従業員が容易に就業規則を確認できる状態にしたいということが背景にあります。

社長のための財務 固定比率と固定長期適合率

ここでは、会社の長期的な支払い能力を示す指標である、固定比率と固定長期適合率についてみていきます。

固定比率と固定長期適合率

固定比率とは、固定資産のうちどの程度が返済不要の純資産でまかなわれているかを示す指標です。「固定資産÷純資産×100」で算出でき、**100%以下が望ましい**といえます。

固定資産は本来、純資産でまかなうべきものです。しかし、日本の中小企業は間接金融への依存度が高いため、純資産と長期借入金（固定負債）の総額でバランスを見る方が現実的といえます。これを「固定長期適合率」といいます。

固定長期適合率は、「固定資産÷（純資産+固定負債）×100」で算出できます。**100%以下であるべきですが、一般的に70%以下が望ましい**といわれています。

固定資産・純資産・固定負債

固定資産は、長期にわたって使用・保有できる資産をいい、有形固定資産と無形固定資産、投資その他の資産があります。有形固定資産は、土地や建物、車両のように具体的な形態を持つものです。無形固定資産は、電話加入権や特許権のように具体的な形態を持たないもので、営業権、借地権、ソフトウェアなども該当します。投資その他の資産は、長期にわたって所有する有価証券や出資金、長期貸付金等が該当します。

純資産は、会社設立時や増資の際に株主から集めた資本金と会社の利益の積み上げをいいます。純資産は返済不要のものからなるため、「自己資本」とも呼ばれます。

固定負債は、1年を超えて支払いの義務が発生する負債をいい、長期借入金や社債などが該当します。

産業別の固定比率等は

中小企業庁が2023年7月に発表した資料*から、産業別に中小企業（法人企業）の2021年度の固定比率と固定長期適合率を算出してまとめると、下表のとおりです。

産業別の固定比率・固定長期適合率（%）

	固定比率	固定長期適合率
法人企業合計	113.8	63.8
建設業	75.5	48.2
製造業	94.0	58.3
情報通信業	56.4	42.5
運輸業、郵便業	164.0	73.4
卸売業	80.0	53.3
小売業	117.9	63.5
不動産業、物品賃貸業	177.7	77.5
学術研究、専門・技術サービス業	104.1	74.8
宿泊業、飲食サービス業	463.0	83.7
生活関連サービス業、娯楽業	169.0	77.1
他に分類されないサービス業	153.3	71.3

中小企業庁「令和4年中小企業実態基本調査」より作成

貴社の固定比率等と比べてみてはいかがでしょうか。

*中小企業庁「令和4年中小企業実態基本調査」

全国の中小企業の中から選出した約11万社を対象とした調査です。ここでの固定資産は有形固定資産+無形固定資産+投資その他の資産、固定負債は社債+長期借入金（金融機関）+長期借入金（金融機関以外）+その他の固定負債、純資産は資本金+資本剰余金+利益剰余金+自己株式となっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00553010&tstat=000001019842>

副業がある人は300万人を突破

国の進める働き方改革により、副業が可能な環境が整ってきています。ここでは、2023年7月に発表された調査結果※から、都道府県別の副業に関するデータをご紹介します。

増加する副業がある人

上記調査結果から、都道府県別に副業がある人の数などをまとめると下表のとおりです。

2022年10月時点の全国で副業がある人は304.9万人となり、2017年から59.8万人の増加です。

都道府県別では、東京都が52.4万人で最も多くなりました。次いで、神奈川県や大阪府、愛知県、埼玉県などで、副業がある人の数が多くなりました。最も少ないのは鳥取県と徳島県の1.4万人でした。

副業者比率は4.8%に

全国の副業者比率（副業がある人の割合）は4.8%で、2017年から0.9ポイントの増加です。

都道府県別では、京都府が7.5%で最も高く、東京都が6.5%が続いています。最も低いのは宮崎県の3.3%でした。

人材不足対策として、副業人材を活用する企業があります。業務内容などにもよりますが、人材不足の企業では検討の余地があるかもしれません。

都道府県別の副業がある人と副業者比率（万人、%）

	副業がある人	副業者比率		副業がある人	副業者比率	副業がある人	副業者比率	
全国	304.9	4.8	富山県	2.3	4.4	島根県	1.7	5.3
北海道	10.5	4.2	石川県	2.6	4.5	岡山県	4.4	4.8
青森県	2.0	3.7	福井県	1.9	4.8	広島県	6.3	4.5
岩手県	2.6	4.7	山梨県	2.0	4.8	山口県	2.8	4.4
宮城県	4.5	4.0	長野県	5.4	5.3	徳島県	1.4	4.4
秋田県	1.8	4.1	岐阜県	4.2	4.2	香川県	1.8	4.0
山形県	2.2	4.5	静岡県	6.7	3.6	愛媛県	2.6	4.3
福島県	3.6	4.1	愛知県	19.0	4.8	高知県	1.6	5.2
茨城県	5.7	4.1	三重県	3.6	4.1	福岡県	10.2	4.0
栃木県	4.1	4.3	滋賀県	3.3	4.6	佐賀県	1.8	4.8
群馬県	4.0	4.2	京都府	9.7	7.5	長崎県	2.5	4.3
埼玉県	17.2	4.5	大阪府	21.5	4.8	熊本県	3.5	4.4
千葉県	13.6	4.3	兵庫県	12.5	4.8	大分県	1.8	3.5
東京都	52.4	6.5	奈良県	3.0	4.9	宮崎県	1.6	3.3
神奈川県	25.3	5.1	和歌山県	2.3	5.6	鹿児島県	3.1	4.2
新潟県	4.5	4.3	鳥取県	1.4	5.5	沖縄県	3.0	4.3

総務省「令和4年就業構造基本調査」結果の概要より作成

※総務省「令和4年就業構造基本調査」

全国の約54万世帯（15歳以上の世帯員約108万人）を対象に、2022年（令和4年）10月1日現在で行われた調査です。副業とは主な仕事以外に就いている仕事をいい、ここでの副業がある人は非農林業従事者のうち副業がある人です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/index2.html>

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回りなどを滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれるでしょう。

01 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始



所得税の還付を受けるための確定申告書の提出は、2月15日以前でも可能です。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

02 固定資産税の償却資産に関する申告



2024年1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市町村へ申告します。納付税額は市町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

03 個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）



第4期分の個人の道府県民税と市町村民税の納付月です。納期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。

04 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付



2024年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、2024年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれ有無の確認をしましょう。また、2023年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者が否かにかかわらず、すべての給与受給者に交付しましょう。

05 各種法定調書の提出



毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書などを確認の上、提出しましょう。

06 4月入社の内定者への情報提供



いよいよ3ヶ月後には新卒者が入社してきます。内定者に対しては、入社までのスケジュールや入社に必要な書類についての連絡を行い、入社準備をしておいてもらうようにしましょう。

07 年賀状の返礼と整理、住所などのメンテナンス



年賀状を送付していなかった先より届いた場合には、速やかに返礼を出すとともにリストへの追加をします。また住所変更などのあった先については、リストの修正を行います。必要に応じ、関係部署にも連絡します。

本格的な冬の到来で、インフルエンザなどが流行する時期になってきました。室内の換気や加湿といった衛生管理をしっかり行うようにしましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	月	赤口	元日
2	火	先勝	
3	水	友引	
4	木	先負	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険・厚生年金保険料の支払(11月分) ●所得税の還付申告の受付開始(令和5年分)
5	金	仏滅	
6	土	大安	小寒
7	日	赤口	
8	月	先勝	成人の日
9	火	友引	
10	水	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限(12月分)
11	木	赤口	
12	金	先勝	
13	土	友引	
14	日	先負	
15	月	仏滅	
16	火	大安	
17	水	赤口	
18	木	先勝	
19	金	友引	
20	土	先負	大寒
21	日	仏滅	
22	月	大安	●源泉所得税の納期限の特例納期限(前年7~12月分)
23	火	赤口	
24	水	先勝	
25	木	友引	
26	金	先負	
27	土	仏滅	
28	日	大安	
29	月	赤口	
30	火	先勝	
31	水	友引	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(12月分) ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限(第3期分) ※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病報告書の提出期限(休業1~3日の10月から12月分の労災事故について報告) ●個人の県民税・市町村民税の納期限(第4期分) ※市町村の条例で定める日まで ●税務署へ法定調書の提出期限 ●市区町村への給与支払報告書の提出期限 ●固定資産税の償却資産に関する申告期限 ●給与所得者の扶養控除等申告書の回収期限 ※最初の給与支払日の前日まで ●源泉徴収票の交付